

出席扱い申請と定期テストの扱いについて

サンフランシスコ日本語補習校

1. 出席扱いについて

平成30年度より、一部を除き出席扱いの制度が廃止されました。高校については、以下の場合（1）から（5）までについて出席扱いが認められます。中学部については、以下の（3）から（5）までのみ、出席扱いが認められます。その他の理由については、出席扱いは適応されません。

- (1) 米国の大学入学に義務づけられている SAT、ACT を受験する場合。但し、出席扱いの適応となる受験回数は両試験合わせて7回までとする。
- (2) 集中学習期間と現地校との授業日が重なった場合。
- (3) 服喪の場合。（忌引）*
- (4) 出席停止を命じた場合。（出席停止）
- (5) その他、校長が第1条に定める目的に照らし適切であると判断できる場合

*忌引の取り扱いについて

- ・通常の学習期間については、忌引日数は1日とする。
- ・集中学習期間にあつては、以下の通りの忌引き日数とし、日本国内での葬儀に関しては、前後1日ずつの旅行日を忌引きに含めることができるとする。三親等以内であり、父母5日、兄弟3日、祖父母・曾祖父母・おじおば1日ただし忌引き、出席停止の場合、欠席日数には入れず、その他の欄に忌引き、出席何日と記載する。

※申請の方法については補習校ホームページの「書類ダウンロード」で確認する。

2. 定期テストについて

定期テストの定期テスト当日に欠席をした場合、定期テストは欠席扱いとし（テスト当日に出席扱い申請が適応される理由で欠席した場合は、出席日数は確保されるが、テスト受験は正規の扱いにはならない。）理由の如何を問わず全て翌週午前中に再テストを受けるものとします。その結果は参考点とし、正規の得点扱いとはならず、テスト結果表には記載されません。ただしテスト当日に遅刻した場合は、当日中（登校した時間のテストから、また午後4校時目から下校時（2時50分）まで）に受験ができ、正規の得点とします。それ以外、定期テスト受験延期などの特別処置はありません。

*高等部の場合、進級・卒業の条件に「後期期末テストを全教科受験していること。」という項目があります。高等部では後期期末テストを全教科受けていなければ進級・卒業ができません。しかし当日やむを得ず欠席しなければならない場合は、**高等部後期期末テストに限り**、所定の申請をし受理された場合、試験当日から2週間後まで再テストを許可します。理由如何によっては放課後3時30分まで受験時間の延長が認められます。その再テスト受験をもって後期期末テストを受験したこととみなします。ただし他の定期テスト同様、結果は正規の得点とはみなさず、テスト結果表には記載されません。